

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 6 年 6 月 1 7 日

○出席委員

委員長	瀬崎伸一	副委員長	世古雅人
委員	山本欽久	委員	南川則之
委員	濱口正久	委員	山本哲也
委員	戸上健	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		
議長	河村孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・榎健康福祉課長、田畑補佐、小阪係長
- ・高村建設課長、濱崎室長、勢力室長、重見副室長、立花副室長
- ・勢力消防長、武中消防次長、松井消防署長、野村消防総務室長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時00分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第5号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、議案第6号、鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について、議案第8号、三重南消防通信指令事務協議会の設置について、議案第9号、鳥羽市都市マスタープランの策定についての議案4件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第5号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、議案第6号、鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 皆さん、おはようございます。健康福祉課長の榎です。よろしくお願いします。

それでは、議案第5号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、同省令の改正に対応するため、所要の改正を行うものです。

議案書のほうですけれども、議案書2ページから38ページまでが議案第5号の条文となっております。

この条例につきましては、改正する条例が1条から4条までに分けられた4条立ての一部改正となっております。これは4つの条例に定められているサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の関連する部分をさきの省令の改正に対応するために、同時に一部改正する一括条例で行う内容となっております。

第1条は、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）の一部改正を行う条文で、2ページから6ページになります。

第2条は、鳥羽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部改正を行う条文で、6ページ下から23ページまで、第3条は、鳥羽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部改正で、23ページ下から30ページ中ほどまで、第4条は、鳥羽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第2号）の一部改正で、30ページの続きから38ページまでとなっております。

条文と新旧対照表だけでは分かりにくいと思いますので、資料を提出しております。健康福祉課 1 のファイルのほうをご確認ください。

1 つ目の表ですけれども、こちらは、第 1 条から第 4 条までの全サービスに共通する改正点でございます。

書面掲示の規制の見直し、それから管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進についての改正が共通となっております。

次に、第 1 条関係の改正につきましては、その下の 2 つ目の表になります。

主な内容は、居宅介護支援でケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数、公共中立性の確保のための取組の見直し、資料では、「公立中立性の確保のため」となっておりますが、正しくは、「公共中立性の確保のための取組の見直し」というのが正しいので、ご訂正のほう、すみませんがよろしくお願いします。公共中立性の確保のための取組の見直し、指定居宅サービス事業所等との連携によるモニタリングについての改正となっております。

次に、第 2 条関係は、提出資料の 2 ページをご覧ください。

こちらのほうで、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業に係る改正内容を掲載しております。改正点は、医療機関との連携や人員配置基準、サービス内容の明確化などとなっております。

次に、第 3 条関係は、提出資料の 3 ページのほうをご覧ください。3 ページの真ん中の表になります。

介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る改正内容となります。改正点は、利用者の安全等の検討委員会の設置や医療機関との連携などとなっております。

最後は、4 条関係です。

一番下の表になりますが、介護予防支援に係る改正内容となります。主な改正点は、介護予防支援の円滑な実施、指定居宅サービス事業所等との連携によるモニタリングに関する改正となっております。

条例改正の説明は以上でございます。

続きまして、6 号議案のほうの説明をさせていただきます。

議案書 39 ページのほうをお願いします。

新旧対照表は、82、83 ページとなっております。

議案第 6 号、鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）が令和 6 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、同省令の改正に対応するため、所要の改正を行うものです。

議案書 40 ページのほうをお願いいたします。

例規案の概要の主なものについてですが、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号に規定する市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準の改正に基づき、現行の当該職員の員数について、第 1 号被保険者の数に応じて、または、地域包括支援センタ

一の運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするとしております。また、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとするといった内容の改正となっております。

改正の内容は以上でございます。以上です。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第5号についてのご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 何点かちょっと質問させていただきます。

今、課長の説明で、この2ページに条例の中身、38ページまでですけれども、前段に書いてある第3条第4項中ということで、地域包括支援センターに次の項を加えるということで、そもそもの中身として、今まで地域包括支援センターの設置者のやっていたものを居宅介護支援事業者においても、介護予防支援事業者の指定を受けて、介護予防支援を実施することができると、そういう意味なのかどうか、ちょっと教えてください。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 健康福祉課、田畑です。よろしくお願いいたします。

居宅介護支援、いわゆるケアマネジャーの業務になりますけれども、こちらが今まで要支援1、要支援2の方は、地域包括支援センターがそのケアマネジメントを担当しておりました。これからもその部分はあるんですが、今回、制度の改正といいますか、拡充のところで、この介護予防支援に関して、居宅介護支援事業者が直接受けるということができるようになっております。今回その部分も含めて、改正内容等が入っているという状況でございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 要支援1、2が今までやっていたのが、先ほど私が言ったように直接受けられるようになるということで、ということは、利用者が今まで包括支援センターを介してやれるところを、直接もできるということですが、利用者にとってメリットというんですか、こうすることによって、メリットというのはどういうふうなことが考えられるか教えてください。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 利用者から見たときのメリットという部分に関しましては、要介護認定の度合い、要支援1、2、その後は要介護1、2というふうに度合いがあるわけなんですけれども、従前であると、要支援1、2から要介護に変わった時点で担当ケアマネジャーが替わるということになります。その部分が、最初の段階から居宅介護支援事業者が担当されるとスムーズになるケースはあるかなと思いますが、いずれにしても、選択肢が増えたということが利用者にとってのメリットかなというふうに思っております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

そうすると、ちょっと事例として聞かせてほしいんですけども、今まで包括支援センターから居宅介護事業者に委託しとった事例というんですか、それは居宅介護支援事業者というのは、鳥羽には幾つあって、今後これがどれぐらい、こういうことの直接申請者ができるという、事業所がどれだけ増えるかという、何か予測をされているかどうか教えてください。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 ケアプランの作成に関しまして業務委託をしております。これは令和5年度もそのように対応しておりますけれども、全体で1,124件ケアプランがありまして、包括支援センターが、うち419件直接担当しております。それ以外は委託でやっておりましたので、約700件程度は既に市内の居宅介護支援事業者に委託で担当してもらっているという状況です。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 全体で今は1,124件ということで、包括支援センターがやっておる部分と、包括支援センターから委託を受けてやっている分が700件ぐらいあるということで、先ほどから聞いているように、これを一部改正することによって、どちらかという、包括支援センターが受けるところが少なくなっていくのか、直接受けるところが多くなるという判断なのか、その辺をちょっと教えてください。予想ですけどもね。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 今回その制度の拡充の部分で、居宅介護支援事業者さんが要支援の担当を持つという中では、まず手続が必要になってきますので、担当を受けますよという事業者さんと、ちょっと難しいかなという事業者さんもあるというふうに思っています。

6月中には実はこの制度改正、この手続に関しても、また市役所からサービス事業者さんに説明をする機会を準備しているところでございますけれども、そういったところでしっかりと説明をさせていただいて、また、質問もいただいて、その中で受けていただける事業者さんを増やしていければなというふうに思っておりますが、具体的にどれぐらいかというのは、なかなかまだ見えていないというのが正直なところです。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 これからいろいろ説明をされるということなんですけれども、先ほど担当課補佐の説明では、事業所によっては少し難しいところがあるというところも、きちつきちつと説明をしていかないかんというんですけれども、直接受けたときのその事業者さんがしっかり事業をやっておるというチェック機能というんですか、それはどこが果たすのか教えてください。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 これは今までどおり、居宅介護支援のところもそうですけれども、介護保険の保険者である長寿介護係がまず担うというところです。それと、支援として包括支援センターが支援・相談に当たるというこ

とで、長寿介護係と包括支援センターで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということは、市が直接介入しているんなチェックというんですか、そこら辺も考えながら、この一部改正に向けて、直接介護予防支援のできる業者さんにしていくための改正ということではよろしいですか。

ありがとうございます。私からは以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ケアマネジャーの数は、1,124に対して足りておるんかいな、鳥羽市は。事業者を含めて。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 ケアマネジャーさんの数は非常に厳しいというか、ぎりぎりという表現をしていいのかわからないんですけども、苦勞されているという感覚を持っております。具体的に詳しい数字まで把握できていないのが現状ですが、余裕がある数字ではないというふうに感じています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ただ、44が49になるんやで、ちょっと余裕は増えるような形ですけども、ただ、本当にケアマネジャーの数は伊勢志摩の中でも取り合いが始まっているので、そこはもうみんな給料体系。やっぱりそこら辺は考慮して、鳥羽の介護認定されるような方々の速やかな流れがつかれるように、確保せないかんとするにはしっかりとしてください。お願いしておきます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 議案に関連して、3点お聞きします。

これ、基準の省令の施行を新たにするわけなんですけれども、それに伴って条例の改正ということになります。

議案の説明に関して、レジュメが3ページ出ました。これは非常に分かりやすく、担当課の努力というのがよく分かります。ありがたかったというふうに思うんです。

そこで1点目お聞きしますけれども、今回の省令の施行の動機になったものは例の身体的拘束です。これが全国的に問題になって、じゃあ、厚労省としてどうするかということで、今回の省令施行の中心になりました。そこでお聞きしますけれども、入所者の虐待防止に関連して、鳥羽市内でそういった身体的拘束を含めて発生事例というのは、何ケースぐらいあるんでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 すみません。ちょっと私今、手元に詳しい資料を持ってなくて申し訳ないんですが、虐待の事例というのは、確かにあるのはあると思っています。身体的拘束に関しても、ちょっとまだ内容のほうをしつかりと確認できていないのであれなんですけれども、そういう状況かなと思います。

○瀬崎伸一委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 令和4年度の虐待対応の状況ですが、養護者による虐待が7件ありました。件数でいきますと、そういうふうな形になっています。あと、養護施設の従事者の虐待が1件という形でありました。これは令和4年度の状況ですけれども、5年度も資料が今手持ちではないですけれども、まとめておりますので、報告させていただいたほうがよろしいですか。

○戸上 健委員 それは結構です。

○榎健康福祉課長 5年度の状況もまた報告させていただきます。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そういう点で、市内では虐待というか、身体的拘束事例が7件でしたか、起きて、今回の条例改正の意味があるということです。

2点目をお聞きしますけれども、このレジュメの2ページにもありますが、小規模多機能と認知症の生活介護で、利用者の安全等を検討する委員会の設置というのが今回新たに提起されております。新旧対照表の27ページでもこの点が新たな改正点として書かれております。

この安全検討委員会というのは、どういう構成で、市が所管して立ち上げるのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 これは、サービス事業者さんが中心になって委員会メンバーを設定して、定期的に会議をするというふうなことを想定しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この改正では報告義務も課されております。それぞれの事業者が、そういう検討委員会を事業所内に設置するという理解でよろしいのでしょうか。それとも、市全体で検討委員会というのをつくるのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 今現在、この小規模多機能事業者は1社になっておりまして、基本的にはこの事業者さんの中でまずは検討委員会という形で進めてもらって、しっかりと市にも報告をしていただいて、その中で一緒に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

3点目、厚労省が身体的拘束ゼロへの手引きというパンフレットも出しております。全国的に問題になっているから、こういうのを出しておるんですけれども、身体的拘束はゼロにして果たしていいのかどうかというのは、ちょっと僕はまだまだ勉強不足でそこまではよく分かりません。介護の現場では、それはもう必要性もあるんだという話も私、聞いたことがございます。正否というのはよく分からないんですけれども、今回の改正案、議案でもう多岐にわたります。各事業所への周知というのは、市がこれをやらなければならないのでしょうか。それとも、厚労省が省令で各事業所に通知するのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 全体的な内容に関しては、もちろん国のほうからも、あるいは県のほうからも情報が随時提供されておりまして、各事業者さんは既にその情報を見て、把握されている部分もあると思います。ただ、それだけでは分からないところが、疑問点等もあると思いますので、鳥羽市としても、この説明をするという機会を今回この6月中にはまずは設定して、説明して対応していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 担当課としては大変な業務量が新たにまたかかってきて、あなた方職員も大変だというふうに思うんですけども、頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「委員長、ちょっといいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、課長。

○榎健康福祉課長 戸上委員の先ほどの虐待の件数のことなんですけれども、ごめんなさい、4年度のところで相談件数が8件ありました。事案じゃないかというのが8件あって、その相談とか、通報とか、そういうのが8件あって、そのうち虐待認定をしたのが3件です。いろいろ聞き取りとか、事業所とかを調べていく中で、それを判断していくわけなんですけれども、会議を開いて、その中で身体的虐待と心理的虐待というような2つに上がっていきまして、身体的虐待のところでは1件ございました。いずれも皆70歳以上のような高齢者の対応でございました。

すみません。ちゃんと説明できずに申し訳ございません。これは4年度の実績でございます。

○戸上 健委員 よく分かりました。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、次に、議案第6号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点、40ページの条例の改正のところで詳しく書いていただいております、改正の案についても比較もされておるということで、何を聞きたいかということ、おおむねどれだけの人数のときには地域包括支援センターに常勤の職員を置く基準を定めて、今回2人ということではあるんですけども、現状はどんな状況なのかと、今後これを改定することによって、増やすのか、増やさないのか、必要があるのか、そういった中身について教えてください。

○瀬崎伸一委員長 田畑課長補佐。

○田畑課長補佐 現状、鳥羽市地域包括支援センターの職員体制は7名となっております、その内訳としまして、保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員3名、介護支援専門員ゼロ、理学療法士1というふうになっております。今回の条例改正の内容もクリアしているという内容となっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうしますと、現状でも私の聞いておるところによつては、この包括支援センターの業務というのは多岐にわたっておつて、大変な業務がたくさんあつて、今、補佐が言われたような人員においても、まだまだ足らんのじゃないかというような話も聞いておるところがあるんですけども、この基準は今クリアされておるけれども、今後、この基準を含めて、鳥羽市としてどういう在り方をしていくかという議論をされているかどうか、教えてください。

○瀬崎伸一委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 地域包括支援センターの職員の状況ですけれども、これまでこの3職種というところで、資格のある方を採用するのがなかなかそろわなかった時期がございました。今回、3職種、包括支援センター全部そろったような状況になっています。今年スタートできているのは、その3職種全部そろえてスタートしています。

それと、正職員のところでは、一応充足しているのかなというふうな認識であります。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「関連」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 理学療法士は、今それで大丈夫なん。その体制でクリアしておるけれども、理学療法士の仕事を考えてみたら、やっぱり認定された方々の次のステップやで、それが足りんのじゃないかと思われるような話が聞こえてきているんですけども、その辺どうですか。

○瀬崎伸一委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 理学療法士の方で今活躍していただいているのは、地域に出向いていただいて健康体操とか、運動機能の維持というところで、いわゆるフレイルと言われる、体とか虚弱になってしまう前の段階で予防措置を取るというところにノウハウを注入してもらっています。そのときに、1人で常に行くのではなくて、小規模なときには1人で行くこともあるんですけども、より大人数のところで行う場合ですと、地域包括支援センターのメンバーと一緒にやって行くような形で、ですから、ノウハウ的には理学療法士の運動機能のところ、専門的な知識を生かしてやっているというところがあります。

足らないかと言われると、非常に今忙しく活躍していただいています。地域に出向いていたりとか、あと、ひだまりの中でも健康体操とかで結構集まっていますので、今、本当にこれは重要な仕事かなというふうに思いながら、ちょっと見守っているところがございます。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 できるものなら、もう1人増やしてやってもらおうと、そういう対応をせないかんような方々がやっぱり増えとると聞いていますので、そこら辺も努力してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第8号、三重南消防通信指令事務協議会の設置について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○勢力消防長 改めまして、おはようございます。消防本部の勢力です。どうぞよろしくお願いいたします。

提出議案書42ページをお願いします。

議案第8号、三重南消防通信指令事務協議会の設置についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、119番通報を受信し、救急隊や消防隊に出動指令を出す消防指令業務について、広域的な災害対応の強化及び施設整備・維持管理に係る経費の削減、並びに人員の効率化などを目的として、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合の7消防本部による消防指令業務の共同運用を実施すべく、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、協議会を設置するに当たり規約を定め、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を得たく本提案をするものであります。

以降の詳細については、担当の消防総務室長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 野村消防総務室長。

○野村消防総務室長 消防総務室長の野村でございます。よろしくお願いいたします。

別添資料の消防指令業務の共同運用についてに沿ってご説明させていただきます。

初めに、1の協議会の設置についてでございます。

令和10年4月からの松阪市以南の7消防本部による消防指令業務の共同運用につきましては、本年3月8日に開催されました鳥羽市全員協議会にてご協議をいただきました。その後、共同運用開始に向け、3月22日に三重南消防連携・協力実施計画を三重県のほうに提出してございます。今後は、地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置の手续を行おうとするものでございます。

次に、2の協議会規約についてでございます。

協議会の設置には、関係団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する必要があるとございますので、本日はその規約についてご報告させていただくものでございます。

規約の主な内容につきましては、全20条ございますけれども、うち主な内容として13ございます。こちらのほうをご説明させていただきます。

1つ目でございます。協議会の目的は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理、執行することとしております。

2でございますが、協議会の名称は、三重南消防通信指令事務協議会としております。

3でございますが、協議会は、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合が設けることとしております。

4でございますが、協議会の担う事務として、災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達、そのほか消防通信指令に関する事務を管理、執行することとしております。

5でございますが、協議会の事務所、こちらのほうは伊勢市消防本部内に置くこととしております。

6でございますが、協議会は、会長及び委員をもって組織し、会長は伊勢市消防長を充て、委員はその他の消防長を充てることとしております。

7から9につきましては、協議会の職員の定数や身分、それから、事務処理を行うための組織、協議会の会議の運営方法等について定めることとしております。

10でございますが、協議会の担う事務は、伊勢市の条例等により管理及び執行することとしております。

11でございますが、協議会に要する経費は、伊勢市が出納を行い、関係団体は負担金として伊勢市に納付することとしております。

12、13についてでございますが、財産の取得、管理及び処分に関することを定めるとともに、規約のほかに必要な規程等を設けることができることとしております。

規約の主な内容につきましては、以上でございます。

最後に、3の今後のスケジュールでございますが、関係団体全ての議会におきまして議決をいただきましたならば、8月8日に協議書の締結を行い、設置を県へ届け出る予定でございます。

以上、消防指令業務の共同運用についてご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第8号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 何点か教えてください。

まず、この規約の中で、この協議会に参加するのは消防長ということで、もし消防長が不在というか、行かないときは代理出席が認められるとか、そういう文言は書いていないんですけれども、その辺はどうか教えてください。

○瀬崎伸一委員長 野村消防総務室長。

○野村消防総務室長 この規約の中ではうたわれておりませんが、これにぶら下がってきます規程のほうでそのようなことを記載する予定はございます。まだ決定はしてございませんので、ここでちょっと申し上げることはできませんけれども、議論の中にはございますので、そういった形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

規約に書いていないということで、ほかの規程で設けるということで、消防長もずっと続けて同じ人がやれるといいと思うんですけれども、替わったりとか、行けなかったりとかするということで、その辺でしっかりと鳥羽市の意向というのをつけてほしいと思います。

続けていいですか。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○南川則之委員 この7団体が集まって協議をするということなんですけれども、鳥羽市もそこへ共同で参加するというところで、ある程度鳥羽市の中身というのは、きちっと鳥羽市でまとめながら消防長が意見を言うてかないかんと思うんですけれども、事務的な内容についてどういうふうに消防本部で集約していくかという、何

か考えがあれば教えてください。

○瀬崎伸一委員長 消防長。

○勢力消防長 この中では、事務的な部分と実際に現場に行っておる部分ということで2つの部会がございまして、その中で現場に近い部分にあっては、そちらの部会で検討していただいて、あと総務的には規約とか、そういう部分で意見を出し合いながら今やっておるところであります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

今の説明で少し分かったところがあって、そういう部会ごとに、現場の声を吸い上げる部分と事務的なところがあるということです、しっかりとやっていただきたいなと思います。

それと、この協議会はいつまで設置するかという、解散のところの文言も書いてあるんですけども、いつまで設置して実施していくかというところを教えてください。

○瀬崎伸一委員長 野村消防総務室長。

○野村消防総務室長 いつまでという期限が実はございません。

今後の動きとして、現在、三重県で4か所のこういった指令センターを整備しようという流れになってございます。既に2つ運用が始まっております。あと、津地区とこちらの三重南地区が運用に向けて動いているわけですが、その後、これがまたもう一段集約されてくる可能性もありますし、もしくはこのままいくかもしれないといったところで、ちょっと期限は見えてこないというところになろうかと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 というと、この共同運用が開始される令和10年度以降というんですか、そういった組織ができて、それからまだこの協議会というのは続けていくという意味で理解していいんですか。

○瀬崎伸一委員長 野村消防総務室長。

○野村消防総務室長 現時点では、その後も機器の更新とか保守管理等々もございまして、お金が生じてきます。負担金は当然生じてまいりますので、そういった部分で協議会は継続するというふうに理解しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 最後にちょっとお聞きしたいのは、我々議会側への報告とか、周知とかいうのがどういうふう、この令和10年度までの協議の中身とか、あるいは、運用どうなっていくのかというところが一番知りたいところがあって、実際、共同運用やもんで、先ほど話の中でも伊勢市さんに納付するという負担金があると思うんですけども、予算上で負担をするだけのことなのか、あるいは、そういういろんなことが決まっていく段階で議会への報告をきちっとしてもらえとか、どういうふうに考えておるかも教えてください。

○瀬崎伸一委員長 野村消防総務室長。

○野村消防総務室長 今後のそういった議会へのご報告についてになりますけれども、大きな動きがあった場合とか、負担金が生じる場合のお諮りは、当然しなくてはならないというふうに理解しておりますので、そうい

った場面場面での報告はさせていただこうかとは考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

工事費にしても全体で20億円以上かかるというような、以前に頂いた資料もあって、それから、共同運用されてからもデジタル化に向けた費用というのは掲載していないですので、まだちょっと試算されていないのかなと思いますし、そういった膨らむ要素があるところというのもあると思いますので、今の段階では、鳥羽市は共同運用したほうが管理費を含めて安く運用できて、サービスも提供できるというところがあると思うんですけども、その辺をしっかりと協議会の中で煮詰めながら、ぜひ市議会のほうにもしっかりと説明していただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 デジタルが叫ばれてからもう20年、これもう本当に通信組合、早急に立ち上げないかんと言われた中でやっとなんですけども、これ、4番の協議会の受信、これはデジタルで一元化する予定の中でも、地域によってはアナログ絶対必要ですよ。今回の組合のほとんどがやっぱりデジタルを使わないかんというところ辺、これはしっかりとそこは訴えてもらって、やっぱり共有認識の下でやってもらわな、パール沿線はアナログしか飛ばへんところだらけやで、そこをちゃんとしっかりと受信のほうで訴えていただいて、今、南川さんが言われたように、莫大な予算が今からかかってくると思うけれども、確保しておかな、やっぱり何に関しても消防の役目というのをしっかりと認識した中で協議してください。要望しておきます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第9号、鳥羽市都市マスタープランの策定について、担当課の説明を求めます。

建設課長。

○高村建設課長 建設課の高村です。よろしくお願いいたします。

議案書をお配りいたしました。48ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○高村建設課長 議案第9号です。鳥羽市都市マスタープランの策定について。鳥羽市都市マスタープランを別冊のとおり策定することについて、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、都市計画法第18条の2の規定に基づき、本市が目指すまちづくりを具体的に示すものとして、令和6年度からおおむね10年間の都市計画に関する基本的な方針を策定したく、本提案とするものでございます。お願いいたします。

それで、私のほうから、ちょっとこれまでの経緯とか、概要をご説明させていただいた後、内容については、担当からご説明させていただきたいと思います。

資料ですけれども、お配りさせていただいた別冊のほうの本冊のほう、まず、3ページをご覧ください。

こちらで、構成でございます。こちらは平成23年に改定したものを今回新たに改定するというところで、この中で、そのときに示した、つくった施策等がどれだけ進んできたかというようなところ辺を整理しながら、終わったもの、まだ検討中のもの、進めているもの、あと、まだ未着手のもの等々に整理しまして、まだ完成していないものについて、必要なものについては改めて今回のプランに強く位置づける等々、検討していきまして、また皆様方のご意見もいただきながら、今の現状と課題を整理してというところが第1章のところでございます。その課題を解決するためには……何か。

○瀬崎伸一委員長 課長、3ページが2つあるんです。ちょっと前段のほうを見られているかも分かりませんね。

○高村建設課長 大変失礼いたしました。

黄色のです。間ちょっと挟んでおるところの以下が本冊のほうでございまして、大変失礼いたしました。よろしいでしょうか。

その3ページで構成の部分で、第1章の部分をご説明させていただきまして、続いて、都市の将来像ということで、鳥羽市の全体の構想を第2章のほうで掲げておりまして、第3章のほうで地区別の構想というところで、構想の位置づけということで章として立てておりまして、最後、まとめに入っております。

先ほどの話で、20年後のまちの姿を展望しつつ10年の計画をということで、今回策定したところがございます。

続いて、資料編のほうの98ページをお願いいたします。

こちらは、都市マスタープランの策定の体制とこれまでの経緯というところがございます。真ん中が、庁内検討会議とか都市マスタープランの策定委員会がございまして、下のところで、市民の方々からこれまで市民アンケートであったり、地域別懇談会を開催し、また、最終的にはパブリックコメントを行って、皆様方のご意見をいただきながら、それを庁内検討会、これは延べ4回開催しておりまして、都市マスタープランの策定委員会は延べ6回開催しております。その中で議論しながら、意見を集約し、今後のまちに対してどう進めていくのかというところをつくってきたものを途中過程、上のところがございますが、都市計画審議会のほうでこれまで延べ3回、途中経過のご報告をさせていただきながら、最後、第4回目で諮問という形で上げさせていただきまして、答申をいただきまして、今回市議会へということで、議案として上程させていただいたところがございます。下の方に、右のほうにということで、都市計画審議会の皆様方で、右のほうがマスタープラン策定委員会の皆様方、庁内検討会のメンバーということで、皆様方からご意見とかご指導とかいただきながらまとめて、策定していったところがございます。

1枚はねていただきまして、100ページのところがございます。

計画策定の経緯というところで、令和4年度スタートしまして、まずは庁内検討会議をスタートしまして、策定委員会であったり、審議会を経ながらというところで、その前には市民アンケートをというところで、1,500人対象にいうところで、おおむね3割方答えがありながら、市民の皆様方のご意見をいただきながら、今の現状、どういった課題があるんだというところをまず頭のところで整理しながら、また途中、これ

でございますかね、8月5日から8月6日、第1回地区別懇談会ということで、4地区の方々にお集まりいただきまして、地区の抱える課題であったりというところ辺もここでご意見をいただきながら、続いて、9月23日から24日、これも同じ地区になりますけれども、4地区の方々、皆様お集まりいただいて、ここで今後の地区のまちづくりの方針であったりというところ辺のお話も進めながら、というところで議論を進めてまいりまして、12月7日、マスタープランの当市の審議会のほうにもお話添えさせていただいて、たしか議会の途中の報告ということで、昨年度の12月の全員協議会で今の現状をということで、パブリックコメントに諮る前の段階の資料を基に、この議会のほうにご報告をさせていただいたというところで、その後、パブリックコメントの結果を経て、それを最終取りまとめて、鳥羽市都市計画審議会に諮問を図り、答申を頂戴いたしまして、今回この議会に議案として上程させていただいたところでございます。

経緯については以上のところでございまして、内容について担当のほうからご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 はい、どうぞ。

濱崎室長。

○濱崎室長 建設課まちづくり整備室の濱崎です。よろしくお願いします。

私のほうからは、内容につきまして、まず、都市マスタープランの整理をしました主要課題について、それから、それに基づいて目標を定めて、大きく8つの方針を定めたんですけれども、まず、その点について、それから、最後はパブリックコメントを実施しまして、その結果を反映させた部分もございますので、大きくその3点についてご説明させていただきたいと思います。

まず、マスタープランの冊子なんですけれども、最初に概要版ということで、黄色の中のものが挟まれているところまで16ページ、それから本冊ということで、本編のマスタープランが資料編も含めまして164ページで、冊子としてお渡しさせていただいているかと思います。

まず、主要課題につきましては、概要版のほうの1ページをご覧ください。

こちらの下のほうにまちづくりの主要課題ということで、4点ほど整理させていただいております。

現行のマスタープランについては3つの課題を整理して、（3）番の質の高い快適な生活環境の確保というところに防災の観点の内容も踏まえて現行マスタープランは整理しておるところではありますけれども、今のマスタープランが平成23年につくられましたので、ちょうどそのときに発生しました東日本大震災を受けまして、防災力の強化等のまちづくりの重要性が再認識されたということもありまして、また、それと策定委員会等のご意見も踏まえて、この中で一番下の（4）の災害に強い強靱なまちの形成ということを出しする形で、課題として整理しております。その中にある赤字につきましては、本編の中にも詳細な記載をしているんですけれども、重点課題ということで整理させていただいた内容になりますので、ここの主要課題では、重点課題について触れたいというふうに思っています。

まず、（1）の優れた自然と地域風土に培われた豊かな地域資源の保全と活用というところなんですけれども、これにつきましては、海女文化が日本遺産に認定されたということで注目されているというところから、海女文化に代表される漁村集落の景観保全を取り上げております。

そして、（1）と（2）の交流環境の向上と地域産業の持続的成長というところ、両方に共通する課題にな

るんですけれども、それにつきましては、市の玄関口である鳥羽駅周辺のにぎわいを取り戻して、再生していくということで、鳥羽駅を中心とする既存市街地の再整備というところで取り上げております。

(3) の質の高い快適な生活環境の確保というところでは、既存の生活圈での利便性の確保であったり、その生活圈を公共交通で結びつけるということで、鳥羽らしいコンパクト・プラス・ネットワークの実現というところが1点と、それから、本市においては、生活排水処理施設の整備率のほうが大きく県内の平均を下回っているというところからも、合併浄化槽の普及促進であったり、家庭における生活排水対策の促進ということで、生活排水処理の推進をというところで一つ取り上げをさせていただいております。

それから、最後、4点目なんですけれども、災害に強い強靱なまちの形成というところで、やはりここは防災性の向上した強靱なまちをということで、市街地の防災性の向上がまず災害への対応として1点目。それから、長期的な視点で見た災害に強い都市構造の構築、それが2点目。万が一、本市が被災したときにそこから速やかに復興できるよう、復興事前準備の充実ということで、4点を主要課題として取り上げております。

これに基づいて目標を整理したところが、次は本編になるんですけれども、本冊のほうの20ページをご覧ください。

そちらにまちづくりの目標ということで、(3)番として記載しております。こちらに基本的な考え方ということで、持続可能なまちづくりを推進していくということで、1つは環境のまちづくり、2つ目が交流のまちづくり、3つ目が定住のまちづくり、4つ目が防災のまちづくりということで、大きな目標を定めております。

それから、続いて24ページをご覧ください。

ここからが、まちづくりの目標を実現するための大きく8つの分野別の方針になります。現行のマスタープランから新しく追記したような内容について主に説明させていただきたいと思います。

まず、24ページの1)土地利用の基本的な考え方なんですけれども、住み続けたいまちを目指すということで立地適正化計画の策定等を進めていきます。

25ページの土地利用の方針の市街地の区域のところでは、居住や都市機能の立地の適正化に向けて立地適正化計画の策定を進めますということを追記しております。その下の①の商業地の広域商業地区では、佐田浜地区において長期にわたり放置されている空きビル等の解消に取り組みます。そして、②番目の歴史・文化商業地区のところでは、既存市街地の再生に向けて、空き家・空き地の有効活用に取り組みますということで追記しております。

続いて、31ページの道路・公共交通の方針になります。

こちらにつきましては、基本的な考え方としては、公共交通の利用を促進して、道路の役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めますということを基本的な考え方とし、32ページをご覧ください。

こちらの⑤の生活道路の整備の中では、小中学生が安心して通学できるような環境整備のため、通学路の危険箇所の対策を進めるというところや、その下のほうで、公共交通の方針では、公共交通の一体的な取組ということで持続可能な二次交通の在り方の検討、それから、かもめバスや市営定期船について、移動による環境整備や路線の再編成を検討するということ、それから、33ページの一番下なんですけれども、⑦のところで、交通に頼らない暮らしを支えるサービスの充実と利用促進ということで、移動販売の充実や利用促進を掲

げております。

続きまして、（３）の公園・緑地の方針ということで、３５ページをご覧ください。

こちらの基本的な考え方としましては、地域の緑化や美化活動の推進、それから、観光客や市民の皆様も利用しやすい憩いの空間としての整備を推進していくということが基本的な方針となっております。

続きまして、３９ページの（４）生活排水処理・河川・雨水排水の方針というところになります。

こちらにつきましては、下水道が整備された地域におきましては、下水道の適切な維持管理、そして、それ以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置等を促進していくということで、また、妙慶川周辺においては、合併処理浄化槽の整備重点地区としての整備を促進していきます。

続きまして、４０ページになるんですけども、そちらの河川・雨水排水の方針で、雨水排水施設の維持整備というところ です。

局所的に発生する集中豪雨から道路や住宅の浸水被害を防止するためということで、既存の都市下水路の施設を適切に維持補修することはもちろんのこと、大明地区において排水処理施設の整備を進めるというところをこちらに追記しております。

続きまして、４２ページの（５）その他公共施設の方針というところになります。

こちらでは、基本的な方針としては、各種公共施設の適切な維持管理に努めるということと、その維持管理・運営のために周辺自治体や民間企業等、多様な主体との連携を検討していくというところです。また、必要に応じて複合化や多機能化・再配置の検討を行っていくというものです。

続きまして、４５ページの（６）市街地・住宅地の方針になります。

こちらについては、市営住宅をはじめとする住環境の整備、それから、本市の玄関口としての鳥羽駅周辺の整備を進めますというところ、そして、もう一つが生活環境に影響を及ぼす空き家・空き地の解消を進めますというところを基本方針として記載しております。４６ページにつきましては、空き家・空き地の解消ということで、現在、鳥羽市空家等対策計画がありますので、それに基づいて空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくというものです。

それから、続きまして、４８ページの（７）地域環境・景観形成の方針ということです。

鳥羽市にある優れた自然環境の保全・育成に取り組めますということで、太陽光発電施設の在り方もまた検討しつつ、景観を損ねる廃屋の撤去やワーケーション設備の整備等を推進していきます。

それから、５１ページのほうでは、景観形成の方針ということで、こちらも現行、鳥羽市の景観計画がありますので、これに基づきまして、景観に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えております。

それから、最後に５４ページになりますが、（８）で都市防災の方針というところになります。

こちらについては、先ほどの課題でも特出しをする形で、課題を整理したということをお話しさせていただきましたが、特に５６ページの⑤番と⑥番のところ です。こちらについて、長期的視点での都市構造の再編ということで、津波等の災害のリスクの高い場所では建築物の構造強化であるとか土地利用、それから、施設配置の在り方等を検討していくということ。それから、⑥番については、復興の事前準備ということで、復興に向けた地域の皆さんの合意形成をというところの記載がこちらに設けてあります。

以上が、全体的な都市マスタープランの現行の計画から新しく追記したところを中心にご説明させていただ

きました。

続きまして、12月に全員協議会のほうで都市マスタープランの概要を報告させていただいてから、1月17日から2月16日の約1か月間でパブリックコメントを実施させていただきました。

パブリックコメントの内容としましては、3人の方から14件の意見をいただいております。その中で、こちらのマスタープランのほうに意見を踏まえて反映させたところが道路の方針になるんですけれども、34ページをご覧ください。

本編の34ページで、道路・公共交通の方針図というところで、道路網図のような図が描いてあるところがございます。こちらについて、ちょうど真ん中の辺りに鳥羽加茂線という文字があるかと思うんですけれども、船津駅からちょうど右上に向かって破線と実線で伸びているところなんですけれども、ここは東中学校の前から市道森崎村山線とあって、そちらの道路のところがここに該当するんですけれども、現行マスタープランではこの記載は設けておりませんでしたけれども、パブリックコメントのほうで、こういうところの整備については、補助幹線道路としての整備の位置づけではないのかというご意見をいただきまして、こちらに新しく方針図として追記しております。

あと、それ以外では、マスタープランに対していろいろな防災面であったりとか、コンパクトなまちづくりというような観点から、14件のご意見をいただきましたけれども、全てをこちらの方針に反映することはできませんでしたが、今後、具体的な施策の取組の内容の参考にさせていただけたらというふうに考えております。

それから、もう1点、パブリックコメント後に方針のようなところで強く書いたところだけ、1点ご説明させていただきたいと思います。

立地適正化計画に関することなんですけれども、特に先ほどの防災のところ、ページとしましては本冊の56ページになります。こちらの復興事前準備の充実ということで、立地適正化計画の策定の話はこちらにも記載はしておったんですけれども、その後の策定委員会等の皆さんからの意見もあって、復興事前準備として何か例示した方がいいのではというようなご意見もいただきましたので、これから策定しようとしております立地適正化計画については、都市計画区域内の居住誘導区域において防災の指針のほうを検討していきたいと思っておりますので、その点をこちらに追記しております。

都市マスタープランの主な説明としては以上となりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第9号についてご質疑はございませんか。

山本委員。

○山本欽久委員 ありがとうございます。

これ、もう質問というよりお願いになってくると思うんですけれども、この中でそれぞれ、鳥羽市だけではなくて、県とかの連携とかも非常に大切になってくると思うんです。特に佐田浜とかいろいろだと、離島の人たちにとっては、本当にこの先を左右するような大きなことだと思います。

僕はちょっと肌感覚で、皆さんどう思われるか分からないんですけれども、県の人たちの対応というか、離

島のほうに向く意識がちょっと薄いんじゃないかなと、僕は昔から思っていて、ちょっと話がずれますけれども、先日離島の振興協議会があったんで、総会なんですけれども、その辺も県の担当者は来ていないんです、県議は6人来ておるんですけれども。その辺も僕、実際そういうところもあって、肌感覚としてちょっと県の人たちの対応、三重県には離島はあるわけですから、建設課だけじゃないんです、ほかのところもそうですけれども、今後、対応する場面が職員さんは非常に増えると思いますので、もちろん僕らも言うことは言うんですけれども、強い気持ちを持って、県の人たちがちょっと甘いようなことを言ってきたら、しっかり対応していただきたいというのが本当にこれからはお願いになります。質問ではないんですけれども、ちょっと要望としておきます。

以上です。お願いします。

○瀬崎伸一委員長 答弁はいいですか。

○山本欽久委員 はい。

○瀬崎伸一委員長 ほかがございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 何点が質問させていただきます。

まず、課長と担当課からいろいろ説明を伺ったんですけれども、課長の説明で、これまで都市マスタープランを策定する経過というところも含めて話をさせていただきました。市民アンケートを行ったりとか、庁内検討会から策定委員会、あるいは都市計画審議会等々をやってきて、さらに市民の意向も聞きながら、懇談会も実施したということの説明やったんですけれども、このできた成果については、どんなことを議論してきたかというところが見える化していないということで、担当課にも私いろいろ質問させてもらったんですけれども、ほかの市町村のマスタープランの作成状況を見ておると、そういったいろんな協議会の中の議論というところも議事録をしっかりと起こして、それを踏まえて、実際この検討委員会でどういうふうに吸い上げて、先ほど担当課の説明もあったように、この部分は今回のマスタープランに入れられるけれども、ほかのところでは対応したりとか、そういったところもあると思うんですけれども、時系列としてそういったことがこれでは読み取れへんと思っているんですけれども、その辺の考え方、どうしてこうなったのか教えてほしいんです。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 委員がおっしゃられるとおり、つくることを一生懸命進めておって、その途中の経過で必要な内容についてはホームページ等でアップして、これまでどういった内容のことを議論してきたんだということについては上げていくことであると思いますので、これからになりますけれども、内容を精査して上げていきたいと思います。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長は上げていくと言うけれども、そこを今日審議するに当たっては、そういう経過があって、どうやってつくってきたかというところは本当に重要なところです。

説明の中でも、都市計画審議会を3回開いて、諮問と答申も含めて開いてきたということで、私もホームページも見たんなんですけれども、令和3年ぐらいから都市計画審議会の議事録もアップされていないというか、ましてや、今回このように大切な10年先を見込んだ鳥羽市の都市マスタープランをつくるに当たって、その辺

の委員さんの意見というか、そこがどういうふうにしてここへ吸い上がっておるかとか、それらを受けて、この策定委員会でどんなもみ方をしたのかとか、確かに策定委員会がこういうふうにしてまとめましたという、そういったところは書いてあるんですけども、第1回から、策定委員会も6回やっておるという中で、そういった時系列で現況の把握と、将来10年先はどんなやというところが見える化しとらへんということです、一番大切なところだと思うんです。これから担当課は立地適正化も含めてやっていくということで話がありましたけれども、そういったことで、行政だけがひとり歩きしとるんと違うかなということで、みんなの意見を吸い上げていないのかなというような勘違いをされるといけませんので、しっかりやったところは見える化して、何も隠すところはないと思うんです。その辺はしっかりとやってほしいというのが、私の感じたところが1点です。

続けていいですか。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それと、この計画12月に全協で、こういう方向でパブリックコメントをしてくつていきますよということで議会にも説明があったんですけども、中身についても少し聞かせてほしいと思います。

何かというと、まず、お聞きしたいのは、このマスタープランの冒頭に鳥羽市長がコメントを寄せておる文面があります。実際、中村鳥羽市長は、先ほど課長が何回も言っているように、おおむね20年後のまちの姿を展望しつつ、10年後、令和16年の鳥羽市をどういうふうにしていきたいというように、内容がどういうふうに含まれておるかという、市長とどういうふうに協議して、ここへこのような「はじめに」と書いてあるんですけども、収めたかという中身をちょっと教えてください。

○瀬崎伸一委員長 濱崎室長。

○濱崎室長 先ほどの本編の説明の中でも申し上げましたけれども、マスタープランの大きな変遷の流れとしては、平成23年のときにまず改定をしたというところで、そのときの3月に東日本大震災が起こりまして、そのときには完成しておりましたので、そのまま出させていただくという形でつくりましたので、その辺の防災の観点に関することがやはり重要性の再認識をしたというところで、その辺のところの意識について、現在の総合計画であるとか、県の圏域の区域マスタープラン、そういうのも整合性を図りながら、先ほどのまちづくりの大きな目標4点について掲げる形で、今後10年取組をさせていただきたいということで、市長のほうと話をさせていただいて、この冒頭の文章を作成したところです。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 私が何を言いたいかというと、この中村市長が寄せた「はじめに」という文章、平成23年の3月に前木田市長がおっしゃっている文章とほとんど変わらへんです。全く一緒という中身です。

それで、先ほど担当課の室長が言うたように、中身について、今後10年間はどのようにしていくかというところは、環境、交流、定住のほかに防災の都市を意識したまちづくりを進めていくということで、本当に中村市長としてどうしていくんやというカラーというか、そこら辺が私には拝見できなかったところやと思うので、もうちょっと事務的にじゃなくて、市長の思いというのはいろいろあると思うんです。そこを集約して、市長にきちっと、今後10年間はどのようにいくんやというところのコメントをしっかり寄せていただければよかった

かなと思います。他の市町の首長のこういうコメントを見ていると、この最後に、「鳥羽市長中村欣一郎」と書いてあるところなんですけれども、私が中身をチェックしたら、書いて自筆でというところが多いんです、よそのところを見てもね。ということは、やっぱり今の市長が今後どうしていくかということ、そこだけ見ても網羅されているのかなと少し思いましたので、その辺はもうちょっと考えてもらったらどうかかなと思ったところです。

続けていいですか。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それはコメントは要りません。

それと、先ほど山本欽久委員も言われたように、担当課の説明でも上位計画何やいうと、鳥羽市総合計画、あるいは三重県の都市計画区域マスタープランを上位計画として今回のやつはつくったということで、三重県のマスタープランを見ても、鳥羽市だけがつくるマスタープランでは、今後人口の減少とともにいきませんよということで、県は何を上げておるかという、圏域を通じてしっかりと検討してくださいよということで、そういったところを三重県はして上げております。そんな中で鳥羽市のまちづくりは、マスタープランはどうあるべきかということも押さえながら、三重県のマスタープランが書かれております。

また、これ、尾崎議員からちょっと、鳥羽商工会議所がした、国も伊勢鳥羽志摩マスタープラン2030というような計画を経産省がつくって、これは平成30年3月というところで事業化をこういうふうにしていかないかんということで、世界が訪れたいくなる観光地づくりに向けた高度化計画策定事業という中で、そういう圏域の中のプランはどうあるべきかということで、今つくってもらったマスタープランを見ると、鳥羽市だけのことがほとんどで、圏域というか、もっと幅を広げてどうするんやということを明記してもらっているところが少ないと思うんです。その辺の考え方はしなかったのかどうか、教えてください。

○瀬崎伸一委員長 濱崎室長。

○濱崎室長 委員おっしゃる視点はすごく重要なことだと思っておりますし、人口減少等が進む中で、他市町との連携みたいな形の広域連携を踏まえたこういう計画というのは、多分視点としては重要だとは認識しているものの、今回のマスタープランにおきましては、現行のマスタープランの改定ということで、先ほど説明の中でも1点、公共施設等の維持管理みたいな話の中で、民間企業であるとか、広域的な連携の検討も今後必要になるというところの視点は、少し入れさせていただいたというふうな認識でおります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひそういうところも含めて検討してもらったらよかったかなと思います。

それと、鳥羽市マスタープランの策定業務については、委託が令和4年からずっと実施されて令和5年度までということで、策定委託料というのは幾らかかったか、ちょっと教えてください。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 細かい数字は省略しまして、約1,100万円でございます。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長、ありがとうございます。

1,100万円かけて、平成23年のものを改定して今後の10年計画を立てるということで、担当課から何回もいろいろ改定するところだけを聞いたんですけども、最近よく言う生成AIでも、現状の問題を入れて、今後どうしていくかというある程度のもを入れたら、瞬時に回答をくれるということで、これぐらいのものであれば本当に1,100万円もかけずに私はできたかなと思いますし、もう少し中身を詰めながらやっていただきたかったなと思います。担当課は本当に限られた時間でしっかりやってくれて、業務上も大変やったと思うんですけども、その辺はもうちょっと考えてほしかったなと思います。

最後に、もう1点お聞きします。

先ほど、前10年間で踏襲して、またいろいろ改定したということなんですけれども、私、少し細かいところに目がいて、31ページの道路・公共交通の方針というところでも、いろいろうたっているんですけども、現実とそぐわないところもあったりとかして、そういったところはしっかりと押さえながらやってほしいなというところもたくさんあります。中身については言いませんけれども。

それと、32ページに離島と本土の連携強化を図る幹線道路等の整備ということで、答志島架橋の建設促進ということで、実現に向けて検討しますということで、10年前木田市長が書いておる中身は、早期実現を促進しますということで書いてありました。それが今後10年間も検討しますでは、私はちょっと弱いのかなと思いますし、先ほど山本欽久委員も言ったように、離島の本当の願いというんですか、その辺がちょっとどうかなというところがあったということ。

もう1点だけ教えてください。

それと、その検討会を数回やられたということで、この中で長岡地区と鏡浦地区、あるいは離島地区について、いろんな市民の意見を確認したというような文面がなかったんですけども、それはやらなかったのか、ここへ記載しなかったのか、その辺について教えてください。

○瀬崎伸一委員長 濱崎室長。

○濱崎室長 恐らく最後の点で委員がおっしゃられたのは、都市計画区域外の区域についての意見もどういうふうにとところでよろしかったでしょうか。あくまでも都市計画区域内を中心とする計画ということで、懇談会を実施したのは計画区域内の地区についてのみです。

区域外の内容については、大きく地域づくりの目標のほうを掲げさせていただいておりますけれども、これについて、その他都市計画区域外の皆様から、そういう場を設けて意見をお聞きしたということはありませんでした。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 担当課はそういうふうを考えていますけれども、この鳥羽市都市マスタープランというのは、区域内に住んでおろうが、区域外に住んでおろうが、本当にみんな関心を持ったところがあって、鳥羽の駅前辺りがよくなれば、みんながいいかなと思うところもあったりとか、防災面についてもいろんな意見があると思うんです。そういったところも含めて、なるべくいろんな声を聞きながら、大変やと思うんですけども、しっかりとまとめたほうがよかったかなと思いますけれども、その辺はやっていないということですので、これまでにします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今回のマスタープランというのは、都市計画法の中身になるわけやで、都市計画法でこのパブリック、前にも言うたと思うけれども、国のほうでは13項目、これ12項目が出してへんということから、やっぱり今後絶対注意してもらわな。入ってへんだよ、原因が。そこはやっぱりちゃんと法律なんやで、コンプライアンスの問題まで危惧せないかんようになっていくよって、そこは今後ちゃんとしてもらわな。そうしないと、南川さんの質問と一緒に確かな意見をもらわな、それを反映せないかんのやで、そこをちゃんとする。お願いしておくよ、しっかりと。

それと、さっきの56ページの復興事前準備、その中での補助幹線道路。これ、村山線、確にかさ上げしてちゃんとしてかないかんけれども、終わりちゃんと書いておかな。国道を上げやなどうしようもないんやで、167号線が一番ネックになっておるんやで、あのまま上げてって、これ補助幹線道路にならへんよ。一番分かかっておるやん、建設課。ここはやっぱり絶対167号線、南川さん言うたように県との協議を早くして、かさ上げをしていくと、167号線は通れへんようになるんやでな。特に消防、本当に危惧してもらわな。これ全体でこの間、僕、持続可能という観点から質問させてもらったけれども、補助幹線道路がどんだけ必要かというんは、もうやっぱり分かかってもらわな。

それで今回、都市計画内で物事を進めていますけれども、本来、もう全部にしていかな。立地適正化計画を立てるなら、地域指定をしてかないかんわけやで。都市計画外は、地域指定できひんわけやで。30年後、50年後先、人の住めへんまちになっていくんやで、公共交通機関もなければ。これが都市計画法の中身やん。そこをやっぱりちゃんと書いてもらわな。南川さんの言うように絵に描いた餅にならないように、補助幹線道路一つ見ても、入り口はあっても出口がないんやに。167号線をしっかりとかさ上げするか、あそこをどうするかを県と早く協議して、中身をしっかりと入れ込まな。それが都市マスタープランやろ。それだけお願いしておきます。

以上。

○瀬崎伸一委員長 答弁はいかが……

○尾崎 幹委員 もういい。お願いしたからいいです。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

関連ですか。すみません。

○濱口正久委員 いいですか、答弁、先に。

(「どうぞ」の声あり)

○濱口正久委員 すみません。

この都市マスタープラン、令和5年2月に始まって、1年ちょっとのタイトなスケジュールの中でここまでよくできたかなというのがあるんですけども、確かに私もこれを見させてもらって、前と比べていると、どこがどういうふうに違うのかなというの、あまり大きな違いがよく分からなかったところがあるんですけども、今回、全協で12月に説明があった後、パブリックコメントがあって、3人から14件、これは人数が

少ないのか多いのかというのはありますけれども、その中で鳥羽加茂線ですか、これが反映できたというふうにあるんですけれども、それ以外のところが今後の検討材料やということだったんですけれども、どういうものがほかの意見としてあったのかというのと、それから、審議会、策定委員会の討議で出された意見等々も含めて、どういうものが、どこかに反映されたというものがあったのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 濱崎室長。

○濱崎室長 先ほどの道路の点については反映させたというところと、それ以外のところにつきましては、パブリックコメントでご意見をいただいた内容について、例えば、立地適正化計画の策定を進めますということが書いてあることに対する質問で、そういうようなものをつくって、コンパクトなまちづくりを進めたほうがいいのではないかと、あとは、空き家対策のことについても進めたほうがいいのではということで、それについては空き家対策の計画に添って総合的・計画的に進めていきますと。実際、都市マスタープランの中に記載等があった点もありますので、そういうところは特に反映しなかったというところになります。

策定委員会等での意見につきましては、やはり防災の面での意見とか、あとは、鳥羽駅周辺の再生事業をということで、その辺のにぎわいの話であったりとか、そういったところが大きな意見として出されておりました。

あとは、生活排水対策の点についても意見はありましたけれども、鳥羽市のほうでは基本的には合併処理浄化槽の促進普及を図っていくということで、そういったところをご説明させていただいて、マスタープランのほうに反映させたところでございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そのパブコメで出された意見については、最後のほうの都計審のほうとかも、諮問会議とか策定委員会のほうでは説明していただいて、そこでしっかり意見をもんでいただいたということでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 濱崎室長。

○濱崎室長 先ほどの内容は、資料として審議会のほうにもご説明をさせていただいたところです。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

今回も最後のほうで、事前復興計画のほうの準備段階の検討に入るということで、最後のほうに付け加えたという話がありましたけれども、これは立適の関係上なのか、それとも、審議会と策定委員会等との意見を踏まえてのことなのか、どちらなのでしょう。

○瀬崎伸一委員長 濱崎室長。

○濱崎室長 立地適正化計画の中では、居住誘導区域の設定をはじめとして、防災指針を作成することが求められておりますので、その中の記載が特に出して書いていなかったということで、その辺のところのご意見もいただきましたので、改めてその内容を追記したということです。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

全てにおいて、いろんな計画を実行するために、マスタープランの中にちゃんと整合性のあるように書き込んでいただいたということだと思いますので、今後ここに書かれているものとか、あと検討に入られたものとかということをしかり実現できるように進めていただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 濱崎さん、力作だと思いました、拝読して。これを10年間で実現できたら、鳥羽の希望、これが開けるんじゃないかというふうに実感しました。

個々には、これはどういうことだろうというのも幾つか、5点ばかりあります。

行者森墓園については、廃止を含めて計画の見直しを検討するというのがありました。そのほか、お聞きしたいことがあるんですけども、それは濱崎室長のところへ僕が行って教えてもらいます。

1点だけお聞きしたいんですけども、10年間でこのプランを実行するためにどれだけの財源を投入する必要があるんでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 プランですので、10年後のおおむね進むべき道を示しておるところですもので、個別具体的にどういったものをつくるよというところまでは金額を算定してございませんものですから、ちょっと概算で幾らかかるよというところは、この場ではお答えできないところでございますが、すみません。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それはよく分かるんですけども、離島架橋も検討すると。それから伊勢志摩に関わる基幹道路、これも視野に入れる、それから、鳥羽駅周辺の再開発、これも視野に入れるということをやられております。総ぐるみに、全体としてそれらをやっていかうと思うと、僕は数百億円の規模の財源が必要なんじゃないかなというふうに思うんです。そうすると、財政計画なきプランというのは、それは絵に描いた餅にならざるを得ないという面も僕はあるというふうに思うんです。せっかくつくられた、読んで、力作だというふうに思いますもので、ぜひこれを実現したいと、その意味では財源の裏づけ、これも必要になるというふうに思いますもので、それが両方相まっておれば、よりリアリティーのあるものになったんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 答弁よろしいですか。

(何事か発言する者あり)

(「ちょっと確認させていただきたいことが、いいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 坂倉委員、どうぞ。

○坂倉広子委員 99ページなんですけれども、鳥羽市都市マスタープラン策定委員会の委員というところで、所属の方の委員のお名前を掲載していただいているんですが、先ほど防災の観点も重視しているというお話だったんですけども、防災会議の審議会の委員の方というのは、ここにはなぜ入れなかったのでしょうか。分かりませんもので、どういうふうになっているか、すみません。

○瀬崎伸一委員長 そうですね。答えられますか。

濱崎室長。

○濱崎室長 どなたをこの委員会のメンバーに選任するかというところは、まずマスタープランを策定するに当たって、関係するような各団体の代表をということで選抜したつもりではあるんですけども、防災については、委員長を務めていただいた浅野先生が防災であるとか都市計画の専門の先生でありますので、その方からご意見をいただいたというふうに理解しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

浅野先生がそういうふうな観点からお考えいただいているということですので、鳥羽市の今後の南海トラフとか、そういうふうな心配しているところもありますので、こういう防災のことを言われましたので、ぜひしっかりその中にも取り入れていただくということを確認させていただきたいなと思って、質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、以上で付託された全ての議案についての説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第5号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、鳥羽市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、三重南消防通信指令事務協議会の設置について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、鳥羽市都市マスタープランの策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第9号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それでは、その他の通告が出ていますので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他の項に入ります。

ドライブへ共有してありますとおり、発言の通告がまいっておりますので、順次発言を許します。

南川則之委員。

○南川則之委員 南川です。

通告してあります内容について、通告どおり発言させていただきます。

今回のその他の項の質問は、木造住宅除却補助金についてということで、令和6年度の当初予算で課長のほうから、担当課が予算の内容については詳しく伺っておるところなんですけれども、2か月ぐらいたってきて、現状はどうなんやというところも市民の声もありますので、少し確認させていただきながら、現状はどうなっているかと、今後どうするかというところを順番どおり聞かせていただきます。

まず1点目が、この木造住宅除却補助金の申請は、当然申請していないと受けられないということで、手続はどうしていくかという、状況について簡単に説明してください。

○瀬崎伸一委員長 勢力室長。

○勢力室長 まちづくり整備室、勢力です。よろしくお願いいたします。

手続の流れについてです。

昭和56年5月31日以前に着工された3階建て以下の空き家となった木造住宅が対象となっております。

まずは、無料の耐震診断を受けていただきます。耐震診断の結果、耐震性がないと診断された空き家については、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書の除却工事を提出いただき、交付決定後、除却工事を着工していただく流れとなっております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

無料の耐震診断を受けないかんということで、よく問合せで、耐震診断は当然、先ほど昭和56年以前のものは受けないかんということなんですけれども、担当課というか、行政側から見て、明らかにもう耐震性がないか、そういった形のものであれば、そんなことを受けなくても判断できるんじゃないかということと言われる市民の方もおられるんですけれども、その辺はどういうふうに解釈しておるか、説明をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 勢力室長。

○勢力室長 委員おっしゃられましたとおり、もう見た目ですでに危険であろうというような空き家の住宅ももちろんございまして、その場合は建設課のほうに相談していただいて、現場確認後、診断するのも危険であると判断した場合は、そのように進めていくような形を取っております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

現場を見て、悪ければ判断できるということがありますので、この手続上でもそういった申請者があれば、ぜひ丁寧に説明をしてあげていただくようによろしくお願いします。

2点目、先ほど私が言ったように、当初予算についていろいろ説明を伺っておるところなんですけれども、再確認の意味で耐震診断の予算、除却工事の戸数等含めて、予算も含めて、説明をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 勢力室長。

○勢力室長 予算の項目の件です。

耐震診断は、当初予算件数35件に対して、6月12日時点で32件受付済みとなっております。

また、除却工事に関しましては、当初予算件数20件に対しまして、14件受付済みとなっております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

現在の受付も含めて話をさせていただきました。

先ほどの担当課の説明では、耐震診断35戸中、現在32戸受け付けておることですかね。ということで、残り3戸ということなんですけれども、先ほどの1問目の耐震診断を受けないと除却工事に申請できないというところがあるんですけれども、一般的にこの耐震診断は、家屋の耐震工事を行うために耐震診断をしておることやと思うんですけれども、今回この32戸を受け付けているところについては、実際耐震をしていくのかというところで申請しているのか、いやいや、もうこの除却工事を受けるために耐震診断をしておることなのか、市民の方は言っているのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

○瀬崎伸一委員長 勢力室長。

○勢力室長 耐震診断受付済みが今のところ32件になっておるんですけれども、そのうちの31件が除却のほうに行く流れと、1件に関しましては、補強設計からの補強工事というような流れを把握しております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 さっきの説明では、31件が除却したいということで、耐震診断を受けておることなんですけれども、そういう問合せがあるということですね。

それで、先ほど除却工事については20戸ということで、予算的には私も確認させてもらったんですけれども、離島地区は上乗せ10戸ということで予算は計上されておると思うんですけれども、先ほど31件の除却申

請をしたいということなんですけれども、20戸ですので、現状でも11戸さらに予算が必要ということで、これについても、今後のまた問合せ等を含めて、増える可能性もあるのかどうかもお聞きしたいんですけれども、当初予算では、課長、なるべく先送りせずに補正予算でも対応していくような説明もあったかなと思うんですけれども、まだ6月ですけれども、今後も補正対応できちっと国・県・市の予算を獲得しながらやっていくか、そういう課の対応があるのかどうか、教えてください。

○瀬崎伸一委員長 建設課長。

○高村建設課長 当初予算で20件積み上げておりましたのは、これまでの過去の件数で、20件あればというところで設定しておったんですけれども、思いのほかご要望が多かったというところで、今後どう考えているのかというところのお話なんですけれども、これ、何分市費だけではなく、国費も頂戴して、県費も頂戴して、進めておる事業でございますもので、今後の国・県の動向を見ながら、その状況に応じて検討してまいりたいと思います。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長の答弁では、今後、検討していきたいということですが、今回この2か月足らずで、こういった除却工事の申請に結びつくような申請が多かったというところを含めて、4番目の話なんですけれども、この問合せが多いという要因というのは、担当課としてどういうふうに考えておるかというところもちょっと説明してください。

○瀬崎伸一委員長 勢力室長。

○勢力室長 問合せが多い要因というので、まず、一番に考える話といたしましては、令和6年1月、年明けに発生した能登半島地震による影響というのが一番の要因ではないのかなというところなんです。

あとは、令和6年度の固定資産税の納税通知書、これ対象が1万237件、4月12日付の文書で発送したんですけれども、それに同封した空家特別措置法の改正に関するチラシの中にこの空き家の除却の件の文書も入れました。そちらも要因の一つであるのかなというところで考えております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

要因も現在起こった能登半島地震とか、固定資産の話もお聞きしたんですけれども、まだまだこれ、先ほど課長答弁いただいたんですけれども、増える可能性もあるということで、ぜひ問合せがあったときに親身に内容を確認していただいて、スムーズな対応と、それと、先ほど私が言ったように、先送りせずになるべく対応してあげてほしいなと思いますし、今回、離島等の戸数というのは聞かなかったんですけれども、20戸のうち海上の離島の除却については10戸程度を当初で見ているということで、離島からの結構問合せも多いと聞いていますので、その辺の対応としっかりと話を聞く、ぜひ担当課含めて、課長も含めて、聞いてあげてほしいなと思いますので、その辺も含めて、ぜひ補正対応で国・県と話をしながら要望してほしいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 それでは、南川委員の通告を終わります。

以上で、通告によるその他の項を終わります。

続いて、現在、3班体制で実施している所管事務調査の中間報告を行いますので、説明員退席のため暫時休

憩いたします。

(午前 1 1 時 5 8 分 休憩)

(午後 1 時 0 0 分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

皆様ご承知のとおり昨年 6 月に開始した所管事務調査につきましては、3 班それぞれ鋭意調査を進めていただいているところではございますが、9 月の政策提言を目指すためにも、各班の調査状況を確認した上で、今後の進め方について本日は協議していきたいと思います。

まず、これからの流れ等々につきまして、事務局より説明いたします。

事務局、どうぞ。

○岡村書記 事務局の岡村です。

今日の流れについて簡単に説明させていただきます。

まず、各班の調査状況の報告のほうを行っていただきまして、皆様もう読んでいただいていると思うんですが、1 班と 2 班についてはもう最終報告という形になっています。3 班については中間報告ということです。まず、それぞれの調査状況のほうを確認いたしまして、委員の皆様から各班の調査状況について何かご質問等ございましたら、そちらをいただいてというような形で今日の流れは考えております。

1 班と 2 班は、恐らくこれ最終報告という形で出していただいたんですが、今日の質疑応答で何か内容が変わるようなことがあれば、3 班さんは、また最終報告を提出していただかなければいけないということです。8 月 16 日に本当の最終報告という形で提出していただく日を決めさせていただきまして、そこから正副委員長のほうで各班の提言の案を基に、こちら資料で入れさせていただいている提言書のほうを作成させていただきまして、9 月 9 日の行政常任委員会におきまして、議案の審査の後、3 班の最終報告を行っていただいて、また、正副委員長と事務局で作成した提言書を基に、この内容で問題がないかということを委員の皆様と協議していただきまして、また何か変更等があれば 24 日までに修正のほうを行いまして、24 日の本会議終了後に、予算決算常任委員会の提言書と一緒に市長のほうに提出に行くというふうなスケジュールで考えておりますので、皆様そのような形で今後も進めていただければと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 それでは、説明にもありましたとおり、それぞれの班から、まず調査状況についての報告を求めていきたいと思います。

それでは、まず、1 班からお願いいたします。

濱口委員。

○濱口正久委員 1 班です。

1 班のほうは、医療と離島架橋についてを調査させていただきました。

ページ数でいきますと、前文のほうはちょっと飛ばさせていただいて、調査目的のところが 4 ページ、右下に 4 と書いてあるところがあるんですが、調査目的として、「有人離島を有する鳥羽市において、そこに暮らす住民の医療体制を確保することは最重要となる。」というところから、離島の救急体制と、それから、

離島架橋の早期実現に向けて要望活動を継続する機運の醸成を目的とした調査をさせていただきました。

昨年の6月から9月ぐらいで調査期間、今年なんですけれども、昨年の10月に岡山県の備前市と笠岡市のほうに視察に行かせていただきました。

調査のほうなんですけれども、救急艇、岡山県の笠岡市は人口が大体4万3,000人ぐらいで、このページにありますけれども、5ページのところに、人口4万6,000人で、有人離島6島で1,300人ぐらい。高齢化率も非常に高く、63%から76%とかなり高い状態で、各島の人口もかなり少ない状態でありました。

ここは消防組合が結成されていて、隣、広域で消防組合があるんですけれども、救急艇に関しては笠岡市が保有して運用しているというような状況です。

救急艇に至った経緯等々、現状については、高齢化も含めた中で離島の定期便は民間で委託があったんですけれども、救急艇導入前も含めて海上タクシーなどで救急搬送をしていたんですけれども、住民のほうも高齢化して、なかなか海上タクシーで搬送することもままならない。近年、坂手のほうも高齢化して、鳥羽から救急隊員が船で駆けつけるような状況ですけれども、それにほとんどよく似た状況が続いていたというところで、搬送もなかなか難しいような状態でした。

導入に至った手法は、財源は、財源まで言ったほうがいいのか、右側にスライドしていただくと、救急艇みただけがあります。これが救急艇です。笠岡地区消防組合で、スタビライザーを装着して、減揺装置という揺れが収まるようなところなんですけれども、これは総トン数が19トンで、船員が4名なんですけれども、船舶免許は普通の船舶免許で、2級でいけるという船でございます。建造費は2億3,000万円、救急装備が3,000万円で、全て財源は辺地債を活用しているということでございました。

運用に当たっては、消防長の話なんですけれども、救急隊員が接触するまでの間が約5分、5分間が短縮された。幾ら近いところであろうと5分間短縮されたということで、この5分間が命に関してはすごく大きな、救急車の到着が5分早いと遅いのでは大きな違いがあるように、そういうような違いがあつて、救命率の向上につながっているということでございました。

財源に関してはいろいろありますけれども、年間のランニングコストがそんなにかからないような、事業費と資機材、大体船の人件費かな、人件費で約3,000万円弱ぐらい、総額で年間かかるのが3,000万円弱ぐらいと。船舶の検査も5年に1度というところですので、運用に関してはそんなにかからずというところで、鳥羽市においても、十分これは導入可能ではないのかなというふうなことを視察で確認させていただきました。

もう一方の備前市のほうなんですけれども、離島架橋について視察させていただきました。

備前市は、大体人口3万5,000人ぐらいの小さな市なんですけれども、ここに備前日生大橋というものが最近架かりました。もともとは離島が2つあって、その離島同士を先につないで、そこから最終的に本土側につないだということなんですけれども、建造費に当たっては、第1期工事が約50億7,500万円で、財源は国の補助が3分の2、3分の1を市の辺地債17億円を起債したということでございます。その後、第2期工事が日生本土と鹿久居島間の2キロ弱ぐらいのところを平成18年から平成26年の間に、事業費、道路部で13億円、橋梁部で56億円、合わせて76億2,600万円、財源は国の補助が3分の2で、3分の1を市の合併特例債で起債しております。この橋に関しては市道でございますので、県ではなくて国と市で、3分の1市の補助で、市が出して橋を架けたというところなんです。これに関しては約30年間近くかかって、住

民の根強い要望の下、ここまで来たということでございます。

この頭島に関しては、橋が架かって、人口はもともと少なかったんですけれども、人口が若干今増えている状況だということです。もともと産業としてもカキの養殖等々がございましたので、そこにカキを食べに来る人であつたりとかというところがありました。これも検討していてもいいんじゃないかなというふうに、鳥羽でも同じように離島に産業がありますので、それで橋が架かった場合、その産業が活性化されるという意味でも、架橋としての意味があるんじゃないかなと思いました。

最終的に、調査結果からの政策提言です。最後に17ページに書いてございます。

①救急艇の導入に関しては、「岡山県笠岡市が導入する救急艇運用事例を吟味して、鳥羽市においても十分に救急艇は導入可能であると考え。笠岡市において導入の結果、救急隊員の接触にかかる時間が5分短縮でき、救命率の向上につながったことは大きい。鳥羽市においては神島航路が最も遠く、且つ外洋性のうねり、波に対応した対策が必要となるが、現代の造船技術をもってすれば十分に対応可能となる。海上を走る救急車と考えられる救急艇は、陸上の救急車を導入する意識を持って導入決断すべきであり、運用面の課題もまた、陸上の救急車を1台増やす事と大差ないものと理解されたい。今離島住民が抱える医療体制に係る諸問題の全部の解決策とはなり得ないまでも、核となる部分は押さえられるのが救急艇導入である。また、もし仮に本土と離島を結ぶ架橋建設が実現したとしても、2期、3期工事として全島間をつなぐ事は更なる困難を伴うことは明らかである。であるならば尚更、救急艇配備は必須となる。以上を勘案し、離島救急医療体制の確保のため、救急艇を導入する事。」というのが救急艇の導入です。

もう一つの離島架橋については、「本土と離島をつなぐ架橋建設に向けた機運醸成と国、県、各関係者などへの働きかけの推進」と。

「これまでも継続的に離島住民が取り組んでいる離島架橋実現に向けた要望活動を、鳥羽市全体の悲願として、今一度熱を込めた更なる建設実現機運へと上昇させるとともに、各関係者、機関ともこれまで以上に密に連携し、本土と離島をつなぐ架橋建設に現実味を持たせる機運醸成と、国・県・関係者などへの働きかけを厳密に推進する事。」という提言書でございます。

離島振興法が変わって、離島架橋についても、離島の救急体制についても、県がしっかりとやるように明記されておりますので、働きかけはやっぱり十分に必要かなというふうに思います。

以上ですけれども、こんなんでよかったですか。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

一応各班のご報告をいただいた後に、質疑を一旦取らせていただいて、また全て終わってから、もう1回最後の総括の質疑もお取りしたいなと思います。

では、まず1班の今の調査報告について何かご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、ひとまずないようですので、次にいかせていただいて、続いては、2班のほうからの調査報告をよろしく願いいたします。

戸上委員。

○戸上 健委員 一応2班の班長は僕ということになっておりますもので、まとめ報告をさせていただきます。

2班は、尾崎委員と山本哲也委員と南川委員と私です。

調査のテーマは、生成A I、人事・行政改革・事業仕分けでした。

10回に及ぶ委員会を開催いたしました。

伊賀市と横須賀市、これは生成A Iの先進自治体ですけれども、ここの視察を実施しました。

企画財政課、総務課とも、5回にわたるヒアリング、勉強会、これを開催いたしました。

冒頭、事務局のほうから、1班、2班は完成ということでしたけれども、うちはまだ全面完成ということではありません。まだ、補強、修正ということが始まる前の打合せでもありますもので、再度というふうになります。

調査結果に基づく政策提言の項目ですけれども、現状認識、問題意識として2班は、職員数が毎年漸減しているのに逆に業務量が増大していると。このため、そこに管理職の意見を上げておきましたけれども、雑巾を絞って仕事をやっている状態で余裕がなく、職員が疲弊していると、こういう吐露がありました。中間層のこれからという若手や中心メンバーが退職するということも耳にしております。どういうふうにしたらそれを改善できるのかというのが2班の中心テーマでした。

そこに大きく2つ、1つは、生成A Iの積極導入に努めると。山本委員がこの生成A Iについては非常に造詣が深く、議論を全体にリードしてもらいました。

伊賀市と横須賀市を視察したんですけれども、この横須賀市は全国の先進です。総時間短縮が年間2万2,700時間、職員1人当たり12時間短縮できたと。心身ともに職場環境が改善できるというふうに担当の室長、チームリーダーでしたけれども、言っておりました。ですから、生成A Iについて、鳥羽市についても新年度予算で端緒を踏み出しましたけれども、本格的にこれを導入する必要があるんじゃないかというのが我が班の一致した見方です。

それで2つ目は、議会として改善の余地があるんじゃないかと。職員の働き方改革と業務量の軽減を目指したいと。ヒアリングをした課長、管理職の皆さんも、議会側から軽減の提案があれば非常にありがたいと言っておりました。

そこに上げた3点、これを議会としても提案したいということで、1つは、決算成果説明書。これは施策マネジメントシートを活用して、これは担当課としても、既に執行部内では共有しておるんですけれども、それを決算委員会または予算委員会なんかで活用できないか。そうすれば、今の膨大な報告書、それがなくなるといいんじゃないかというのが私どもの見方です。

2番目については、これはちょっとまだ議論があるところです。

3番目は、決算審査での事業見直し、縮小を積極議論し、提言するという、この全部で大きく2項目、そして議会の改革としては3項目、これを提言いたします。

委員会としては全部で10回開きました。

一応班長は私になっていますけれども、実質は、班長兼事務局長の役割を果たしてもらったのが南川さんです。本当に僕はおんぶにだっこで随分助けていただきました。本来であれば、今日の報告も南川さんがなさるのが一番妥当なんですけれども、一応建前は私が班長というふうになっておりますもので、報告いたしました。

僕もこの10回、それから視察2回、委員会の幹ちゃんとしてつちゃんと南川さんと僕の議論が本当に面白く

て、勉強にもなりました。こういう行政常任委員会の班別の施策提言づくりというのは、非常に素晴らしいというふうに思いました。7月に第1回を始めてから5月まで10か月ですけれども、その間、僕としても問題意識を研ぎ澄まされましたし、あとの3人の委員の皆さんから、いろいろそれぞれの角度から意見をいただいて、非常にためになりました。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

○戸上 健委員 山本さんから、補足意見がありますもので。

（「いいですよ」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

（「大丈夫です」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 いいですか。

では、ただいま報告をいただいた2班の調査報告について何かご質問等があれば、お受けしていただきますが。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、続いては、3班のほうに進めていきたいなと思います。

（「委員長、僕もしゃべっていいですか」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、議長。

○河村 孝議長 中間報告と最終報告と皆様大変熱心に調査していただき、ありがとうございました。

全部読ませてもらって、ちょっと2班の戸上さんが（2）のところは研究の余地があるとおっしゃっていたんで、そこをぜひ僕も皆さんにご議論いただきたいと思うんで、予算決算常任委員会の在り方の中で、議員の質疑の通告制を執行部とか職員からしっかりヒアリングをしてもらった結果、少しでも議会のほうも職員の負担を減らせないかという観点からのご提案ではあるとは思うんですけれども、そこを本当に質疑が通告制でいいのかと、志摩市なんかは委員会が荒れに荒れて、夜中までという委員会があったものですから、委員会の質疑を通告制に変えたという経緯があるんですけれども、うちの予算決算の委員会はまだそこまではっていない現状であると思いますし、いかんせん議会側から発言を狭くするような通告にするというのは、議会からの提言としてはなかなかしづらいものがあるのかなという点と、私が議員になってからの経緯しか分かりませんけれども、行政常任委員会のその他事項については、本来、全職員参加の下やらせていただいていた。今日も南川さんにその他事項を質問してもらいましたけれども、これを執行部から相談があって通告制に変えて、関係部署の人間だけ入ってやるというところで、それなりに議会側も執行部に対して、職員に対して配慮してきた背景があるものですから、ここは皆さんにご議論いただいて、いや、普通の常任委員会ももう通告制にしようやということであれば、私もそこはなかなか言いにくいところなんですけれども、通告制に関してもう一度皆さんにご議論いただきたいなというふうに思いますので、ご議論いただければなと思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 議長、ありがとうございます。

大事なことだと思います。

山本委員。

○山本哲也委員 議長、ありがとうございます。

これ、我々も、議会としての職員の働き方というところでいろいろと調べたりしてきたところでございまして、これ一つ議長が言うように、予算決算常任委員会の在り方とか、進め方というのは、執行部に提案していくものでもなくて、議会改革なり、そちらでも今ちょうど項目でも一つ上がっていましたので、そういったところでも議論ができるところなのかなというふうに思っています。

なので、この通告制、我々の中でいろいろ話して、こういうふうにしたら、ちょっとでも職員の業務としての軽減が図れるんじゃないかという視線のほうからの話でありまして、議会からすると発言が制限されるとか、そういったところの議会としての機能の弱体化にも結びつく可能性があるところではございますので、どうやったら議会の機能を保ちながら、よりスムーズな委員会運営ができるかというところは、考えていかなあかんのかなという投げかけと捉えていただければいいかなというふうに思っていますので、それは、今日この場じゃなくても、議会改革のほうでも、これは以前から戸上さんも予算委員会の在り方については提言をいただいていますので、そういったところでも話はできるかなと思っていますので、その辺も含めて皆さんから、こういう考えもあるんじゃないかというところは出してもらってもいいかなと思いますし、2班としても、これを行政側への提言というよりか、我々議会としてどうすべきかというところで捉えていただければいいのかなというふうな感じで考えていこうかなと思っています。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

南川さん、どうですか。

○南川則之委員 山本哲也委員と全く一緒に、委員間の中でいろいろな議論をして、一つは、こういう通告制にしたかどうかというところと、もう一つは、事前に説明をしていただいてから、また次に時間を取ってから、質疑応答という時間にしたらいいとか、それとか、以前から議長が言われております、4日間の決算の在り方をもうちょっと検討したらいいとか、先ほど山本委員が言ってくれたように、議会改革のほうできちっと詰めながら、皆さんの意見を吸い上げてやっていけばいいかなと思います。提言というよりも、こういうことをしていいたら職員の軽減になるというところを議論させてもらったということで、ちょっと中書きをさせてもらったという項目になります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

(「ちょっと補足ですけども」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、戸上さん。

○戸上 健委員 総務課、企画財政課と僕らヒアリングを5回やったんですけども、業務量の中でやっぱり一番重きが置かれるというのが議会对応だということでした。そのほかの業務も非常に増えておる中で、何とか議会对応の業務量をもっと軽減できないかというのが僕らの問題意識だったんです。このまとめにも書きましたが、議会对応に時間を取られ過ぎているのであれば、通告制ということも検討材料じゃないかということなんです。

執行部のほうでは、予算委員会でも決算委員会でも、書類をどんとこう持って、どんな質問が議員から発せ

られるか分からんもんで、もう全部持って出てくるということですもので、そのプレッシャーも大変だと、彼らの立場からすると思いますもので、事前に議員から、これとこれを聞くよということになっておれば、彼らもそれで準備して、もっと合理的にできるんじゃないかというのが一つの方向なんですけれども、しかし、先ほども山本委員が指摘したように、議長もおっしゃったけれども、議会の発言を自分たちがセーブしてしまうという側面もあるんです。

それで、今、鳥羽市議会の予算決算常任委員会の一問一答方式というのは、非常に伸び伸びとあらゆる側面から議論されていて、私は妥当だというふうに思うんだけど、答弁する側からしたらどうなんだろうということをやっぱり議会としても一遍検証してみる必要があるというのが、僕らの班の提議です。

○瀬崎伸一委員長　ありがとうございます。

今2班の皆さんからは、いわゆる政策提言としてまとめたというよりは、問題提起をいただいたという理解で、というようなご説明を追加していただいたと思うんですけども、いかがでしょうか。この点についてはまた議会改革等をお願いして、議論の場を持っていただくということで、皆さんよろしいですか。

はい、どうぞ。

○尾崎　幹委員　議会改革やってもらったらいいんですけども、ただ、一問一答方式にするということは、職員に対しても反問権を与えたわけですから、そこで切磋琢磨して物事を進める。一番の問題は職員定数なんです。職員が少ないんです、ここは。もうそれが原因で何もかもが二度手間になったり、両手ふさがれておるのに、本来、本当に今から25年やそれ前ぐらいだと、もっと激しい議論を夜までしたりとか、それはお互いのスキルアップというのが目的になっておった部分もあるもんで、それを僕は2班では言うてないんですけども、ただ、これをやるならば、元から変えていかな、今、簡素化にしましょう、何々しましょうという問題だけで物事を進めるんじゃなしに、本来、やっぱり執行部のほうの在り方も本当になってもらわないかなのじゃないかなと。それで、職員さんが勉強する時間もないんですよ、今現に。そこら辺も加味しながら、お互いの方向性はこちらが提言するものじゃなしに、やっぱり本来は向こうの、2班としては執行部を呼んでいろんな話を聞いていると、これはできひんよなという意見もいっぱい出たわけですから、そやけれども、議会改革もしくは今の世の中の流れからいくと、生成AI入ると簡素化になったり、いろいろなことができますよという部分が主に出ているもので、そこら辺まで、議長が言われた流れが一番大事なところなのかなと思っていますので、そこら辺も今後の課題かなと思っています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長　ありがとうございます。

どうぞ。

○世古雅人委員　先ほど委員長が言われたように、これ、これからまた考えていったらいいのかなというのは皆さん一致した意見だと思いますので、確かに私も議長が言われましたように、事前のといったら、もうそこだけに縛られてしまったら、そこがどこまで現場で質問ができるかという縛りも出てきますので、今後在り方が一番大事なのかな。先ほど山本委員も言われたように、やっぱり今後の予算委員会や決算委員会の在り方とか方法、南川委員も言われましたように、そういうところを議論していけば、議会改革でできるのかなと思いますので、その辺皆さん考え方は一緒だと思いますのでよろしくお願いします。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

どうぞ、濱口委員。

○濱口正久委員 これは最終的に8月16日に出すということやと思うんですけども、その前に、戸上さんも最初に、最終報告というよりもちょっと中間のみたいなことを言っていましたので、今日出た意見をしっかりと2班さんもんでいただいて、この2番についてどういうふうに持っていくのか、どういうふうにするのかということも、今からまたもう一つ議論していただいて、最終報告につなげていただければと思います。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

事務局からも説明しましたとおり、本日を受けての修正等々、最終的な形を8月16日にご提出くださいとお願いをしたということで、2班の皆様にはお手数ですけども、この点について提言とまですべきと判断される場合は、もちろん文言として入れていただく。形としては違う形でも大丈夫だという形であれば、違う形になっていただくという、最終的な形を決めていただいて、また8月16日にはご提出いただくということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、そのようにしていただくということで、先へ進めてまいります。

次は、3班のほうへ移らせていただきます。

世古委員。

○世古雅人委員 3班ですけども、調査テーマが、人口減少対策・子育て支援です。

まず、メンバーとしまして、ベテラン議員の世古安秀委員、木下順一委員、そして私、世古雅人、これまで中村浩二委員も、この4名で、人口減少対策・子育て支援というテーマで勉強会や視察等をやってきました。

資料の4ページにもありますけれども、調査テーマの調査目的というところで、昨年のこの委員会の時点で鳥羽市の人口が1万7,000人を切るというような状況の中、今後2040年には1万人程度になるという予測がされて、また、65歳以上の高齢者が半分以上、51.3%になると予測されて、そういう中での人口減少対策は重要ではないかということで我々はこのテーマにしました。全国各自治体がこのことは重要テーマとして取り組んではいるんですけども、多くの議員が鳥羽市の対策はもう少し力を入れたらというようなところである中で、そういう提案を一層また強めていきたいということで、我々はこのテーマに沿って取り組んできました。

7月11日からこれまで、この資料にもありますけれども、11回の学習会、議員間協議、現地への調査とか、行政視察を行ってきました。本来、県外の行政視察も考えていたんですけども、県外はそこまでは至らずに、近隣市町の中で特に力を入れている南伊勢町に絞って視察を行ってきました。その中で今後また、今から報告しますが、その内容について報告いたします。

そして、我々3班だけが最終的なしっかりした取りまとめがまだ現在は、おおむねできているんですけども、これからも人口減少対策についての定住とか、そういったところをもう少し勉強して、しっかりした提案をしたいという考えを持っていますので、この資料にも出させてもらいましたけれども、中間報告でも出しますが、これからまだ今月、来月と調査を進めていきたいと考えております。

4ページになりますけれども、この所管事務調査の経過と内容についてですけども、近隣市町の取組内容

の実態調査とアンケートをまず行って、どういった取組をしているか参考にしていこうということで、そういうところを進めました。伊勢市、志摩市、南伊勢町、玉城町、度会町へアンケート調査、また、実施している事業の内容について問いかけをして、それを取りまとめて、視察することにしました。

我々は行政視察における調査としまして、各部署へどういった内容の取組を今現在行っているのか、また、今後どういった取組が必要なのかということで、生の声を聞こうとして、各担当者また子育て中の保護者の方などの意見を聞き入れながら進めてきました。

そうした中で、所管事務調査の結果としましては、今現在ですけれども、5つの提案をすることとしております。

その中で、所管事務調査の結果を踏まえて、保育所の職場環境等の改善ということで、法に基づく職員体制、今現在、保育所・幼稚園などでは基準配置はされているんですけれども、委員会、一般質問などでも、多くの議員が子育て中の保護者の方から多くの意見をいただきながら、子育ての保育環境の充実を求められる意見が非常に多い中で、職場環境が非常に困惑している。そして職員にも現状把握を調査した中で、年休やそういった休みが取れないとか、いろんな研修にも出向けない、研修ができない、そういった状況を確認しました。そういうことで、拡充を求める意見を上げていこうとしております。

また、現在の鳥羽市内の出生数も60人前後、近いうちに50人を切ってしまうのではないかなというような状況の中、保育環境の整備等を含めて、施設の老朽化などもありますので、そういったところで、統合なども検討してはどうかということも提案していきたいということで話し合ってきました。

また、盛んに今、社会全体ですごく問題になっていますけれども、児童虐待や不登校、そういった問題が多く発生している中で、鳥羽市としても相談員を配置して対応はしているんですけれども、その状況が十分なのかとか、そういう観点も踏まえて、いろんな発達障がいや虐待防止、そういったことも、不登校も含めて、そういう実態調査も進めていってはどういうことで提案させてもらっています。

市民が少子化対策やそういったところの横断的な相談窓口なども設置してはどうかというような検討も進めていきたいと思います。

それと、3点目が在宅の子育て家庭への支援ということで、保育所へ預けている子供たちだけではなく、家庭で育児をしている家庭へももっと支援をするべきではないかという意見もありましたので、その辺も上げております。

4点目が人口減少に対する市の方向性や予算措置の在り方として、人口減少対策の取組は重要な案件であり、施策や予算配分の検討・協議がどのような機関や構成メンバーによって進めているのか、こういったところを検討してほしいということで上げています。

そして、子育てだけでなく、人口を増やすためには、出会い、結婚、妊娠、出産などの対策を検討してはということも、していきたいと思っています。

これを最終的には取りまとめて、もう少しこれは絞って提言していきたいと思っていますけれども、中間報告ではこういった内容です。

以上です。

○瀬崎伸一委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました3班の中間報告について何かご質問等あれば、お伺いいたします。

どうぞ、南川委員。

○南川則之委員 見せてもらっている資料には、(4)まで書いてあって、(5)番があるんですけども、これはまた今後入ってくるという意味でしょうか。まだ中間というので。

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古雅人委員 そうです。先ほど言いましたように、定住の関係でもう一つちょっと付け加えたいなと考えていますので、以上です。

○南川則之委員 ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございますか。

(「ないです」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、議長、どうぞ。

○河村 孝議長 すみません、1点。

3班の皆さんに関しては、途中で1名減になったというところでご苦労おかけします。

(4)のところで、予算について触れられているところがあると思うんですけども、人口減少対策と子育て支援に対する市の方向性や予算措置の在り方というところ、大変重要なところで、触れていただくのは結構なんですけれども、予算委員長等と相談していただいて、予算に触れてこの中で、政策提言で予算要求も兼ねてくるということであれば、予算決算常任委員会からの提言書の兼ね合いも出てくると思いますので、その辺はしっかり整合性が取れるように正副委員長同士でお話しいただければなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

議長おっしゃるとおりだと思いますので、そのようにさせていただきたいなと思います。3班の皆さん、よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

(「1点ちょっと」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○尾崎 幹委員 3班までの話を聞かせてもらって、やっぱりこれが職員の本当に負担にならんようにできるんかという議論を一遍するべきじゃないのかなと思いましたもので、このままいくと、本来市民のためにならないかんことの先送りがあまりにも多いんです。そこら辺の議論をせんと、やっぱり議会の中の要望だけをもし出せば、それが先行しいひんかなというんが危惧するところで、この間も言わせてもらったように、やっぱり市民要望の6割しかできていないわけやもんで、そこら辺の議論はまた違うところでやるべきなんでしょうか。そこら辺はどうなんかな。誰が答えてもらうということはないと思うんですけども、本質的なところのことも、今の体制で、庁内でできていないんです。もちろん、今みんなで調査してもらって、研究してもらって、提言していくということは必要やと思いますけれども、実質的に職員さんの本当にキャパというのは超えてしまわんかなと。それは今言われている簡素化やいろいろが、後々結果としてええ方向に表れたらええけれども、表れへんかったときは、そこら辺の議論もやっぱりしていってほしいなと思っていますので、これから鳥羽市役

所の職員を増やすんやとか、そういう方向性で物事を考えておる中で当てはめていくんやったら、どうにか整合性のあるものになっていかへんかなと。ただ、去年より今年のほうが定数をまた減らして、それで上から下りてくる物事はかなり増えています。その中で、議会からの要望も増えますとなれば、結局、職員の負担が増えた、その増えた内容によって市民の本来の要望が先送りになって、そこら辺の検証をする中で物事をやるべきじゃないかなというんが、今日話をみんな聞いておったら思っておるんですけども、そこら辺もまた考えていただければありがたいなと思っていますので、このままちょっと議長、お願いします。

○瀬崎伸一委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 前々から言わせてもらっているように、今回各班から出させていただいた政策提言は、執行部からその政策提言を受けて、執行部の考え方としてはこうだという返事を書面にていただくように申入れをさせてもらいます。そのもらった返答によって、また皆さんにご議論いただいて、議会としてももう少し検討できるところは、尾崎委員おっしゃるように、これ以上議会が要求ばかりして、職員の負担が増えて、効果的にも薄いということであれば、議会もちゃんと執行部の話を聞くところがあると思います。ただ、議会としてもしっかり審査して、調査をして政策提言をしていくわけですから、その辺は執行部としても、しっかり政策を飲んでもらわないかんとところもあると思うんですよ。

その辺をまず議会の意見をまとめていただいて、まず、執行部へ投げる。その執行部から返ってきた返事を受けて、また議会の中でもむという作業をしていただくのが一番いいのかなと。そのときに、尾崎委員がおっしゃるように、2班さんの最大のテーマやと思うんですけども、いかに少ない職員の中で、職員さんの負担にならん形でよりよい議会の在り方が継続できるのかということころは、一つの視点として皆さんにご議論いただきたいなというふうに思っています。まず、政策提言をした後の執行部の返答をお聞きしたいなというふうに思います。

○瀬崎伸一委員長 はい。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

ただ、職員にはやっぱり枠があります。理解されておる方、されていない方、平等ではないもので、その平等性を図った中で前に進めてもらっていくのが、昨日も本当に人事院のずっとテレビを見ておったら、年功序列はもうおかしいとか、やっぱり今後ここ1年でかなり公務員の改革が進んでくると思いますので、それも入ってきた中でいうてくると、職員さんのもう考えないかんのがオーバーしていると思いますので、そこら辺も加味しながら皆さんで協議していったらいいかなと思っています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ、濱口委員。

○濱口正久委員 1班なんですけれども、1班の提言書、報告書の中に書かれている提言書が非常に長いので、提言書を8月16日までに短いものにぎゅっと絞って、分かりやすいものにさせていただきたいなと思っていますので、またそのときに改めて。

(何事か発言する者あり)

○濱口正久委員 今、こういうふうなところで、例えば1班のほうに、こういう提言書にここの部分はこういうふうに書いた方がいいという提案があったら、今日でも結構ですし、また後日でも結構ですので、私どものほうに提案いただければなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

(「委員長、もう1点だけ、ちょっといい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○河村 孝議長 これ、てっちゃんが一番分かると思うけれども、2班さんの生成A Iを横須賀のバージョンで多分予算規模を聞かれてきていると思うんですけども、うちの予算規模、業務量に対して、仮に生成A Iを導入した場合の予算というのはどれぐらいかかるみたいなの、いろいろ幅はあるでしょうけれども、せっかく政策提言をしてもらうのに、当然これぐらいの予算はかかるというところというのは、数値的に入れてもらったほうがいいのかなと思って、もしその辺で横須賀で話を聞いておられたら、教えてほしいなと思うんですけども。

○瀬崎伸一委員長 山本委員。

○山本哲也委員 横須賀、伊賀ともに、何ぼぐらいかかったんですかという話は聞かせてもらったんですけども、実際、横須賀のやり方が一番いいなと思うんですけども、横須賀のやり方も実際できなくなっているんです。新たなサービスも大分進んできまして、もうサービスを提供する会社がごまんと出てきていますので、その辺は予算とか、使い方とか、その辺に合わせてピックアップできる状況にはなってきているのかなというところはあるんです。

伊賀市のほうですと、ちょっと割高感があつたりとか、伊賀市もじゃあこれを本格運用するかということ、ちょっとそこで悩んではおるとい回答があつたんで、その辺の予算との兼ね合いのところは多分出てくるとは思うんです。

ただ、削減できる業務量とかかる予算とのバランスを見て進めていかなあかんことなのかなとは思って、鳥羽のレベルで入れるんやったら幾らやというところまでは、実際見積りとか取らんと、規模的にはちょっと分からないところがあって、サービスの提供の仕方も使い方によって、1アカウントで幾らとする事業所もあれば、利用量とかで幾らというような出し方をしてくるところもあるかなと思うんで、その辺はどことするかとか、どういった形で進めていくかによって変わってくところなので、一概に幾らぐらい見ておけば進められるというのは言いにくいところがあるのは事実です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

1班から3班までで、全部もう通してという形で、再度何か今聞いておきたいこと、ご指摘していただきたいこと、何かあれば最後に聞いておきますけれども。

○尾崎 幹委員 ちょっといいですか。今、議長が言われた内容というのは、もうここで生成A Iは職員らがみんなが共有してできるという、それをやることによって三重県との共有とか、1本線をつなぐだけですごい値段ですからね、億やでな。ここで作くり上げて、ここだけで使うというものに関してだったら、独自性があって、技術者のたけたものに関しては安く上がると思います。ただ、これをもう一つ輪を広げることによって、そこら辺の電算だけでも4,000万円とか、もうすぐ上がっちゃうと思いますので、その計算の仕方がちゃ

んとあるみたいやもんで、それを鳥羽市ができるかという、やっぱり先進事例はお金があるところが結構早くって、それを調べていくと、ここやでできたんやなということとか、やっぱりたけた人、職員がうちみたいに正職員３００人おれへん、その１０倍以上おるところと、それが何というんですか、差自体もう別ものやと思っていますよって、僕の考えですけどもね。やっぱり見えへんところにお金がかかるいうのが怖いところやと思っています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかがございませんか。

(発言する者なし)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ありがとうございます。

本日は１班から３班までの調査状況の報告をいただきました。

当初に事務局より説明しましたとおり、本日の皆さんの質疑等々、ご指摘等々を踏まえていただきまして、各班の皆様には８月１６日の期限までに最終の形での各班の提言書、報告書をまとめていただければと思います。それを受けまして、９月の行政常任委員会、９月９日になると思いますが、そちらの場で、提言書はこのような形でいかがでしょうかというたき台は我々で一旦作りますので、それを見ていただいて、またそこで取捨選択、ご意見をいただければと思いますけれども、今後についてはこのような流れでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、そのように進めていきたいなと思っております。

それでは、本日ご協議いただく内容は以上で全部となります。

本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会におきます委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして行政常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 １時５５分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年6月17日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一